

2017年2月9日

報道関係者各位

## 連合の日「クラシソコアゲキャンペーン」街頭行動の実施について

連合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、すべての勤労者の「底上げ・底支え・格差是正」を求め、生活者の安心・安定・住みよい街づくりに向けた政策制度要求の取り組みを進めています。

小田原・足柄地域連合は、毎月一回「連合の日」を設定して、「暮らしの底割れや格差の拡大防止」「働き甲斐のある仕事（ディーセントワーク）」「安心、安全に暮らすためのセーフティーネット」「長時間労働の見直しや職場環境の改善」等をテーマに労働法制改悪の動きも含めて、「クラシソコアゲキャンペーン」を展開し、街頭で「なんでも労働相談ダイヤル」の紹介など未組織労働者・非正規労働者へ精力的に呼びかけています。

今月も小田原駅東口ポケットパークにて「クラシソコアゲキャンペーン」の街頭行動を行います。

ご多忙のところとは存じますが、趣旨をご理解の上、取材においでいただけるようお願い申し上げます。

### 記

1. 実施日時 2017年2月13日（月）18：00～（1時間前後の行動）
2. 場所 小田原駅東口ポケットパーク周辺
3. テーマ 「長時間労働・職場環境」～あなたの働き方は大丈夫？～
4. 内容 街頭で連合神奈川役員、協力議員有志、地域連合役員によるリレートークおよびビラ（連合神奈川作成）の配布

以上

#### 《問い合わせ先》

小田原・足柄地域連合 事務局長 山口 誠  
TEL 0465（34）3255  
FAX 0465（32）7440

# STOP!! 長時間労働

～あなたの働き方は大丈夫?～

相談無料 秘密厳守 携帯・スマホOK

連合なんでも労働相談ダイヤル  
0120-154-052  
いこうよ れんごうに

日本労働組合総連合会神奈川県連合会 (連合神奈川)

今の働き方、仕方がないと  
思っていない!?



## 日常化する長時間労働

毎日働き過ぎ!!

毎日早朝から深夜まで仕事…  
もう寝たい…

家族と会話する時間もないじゃない!!



## 『36協定』は…??

聞いたこと  
ないなあ…



あんたの会社に  
残業のルールは  
ないの!?



## “残業代が支払われない” サービス残業が横行

それって  
サービス残業  
じゃない?

タイムカードは  
定時に押して!!  
でも仕事は  
してね!



## 有給休暇を取らせてもらえない

なに  
言ってるの?  
パートには  
ないよ!

休むなら  
欠勤扱い  
だよ!!

有給休暇を  
取りたいの  
ですが…



## 休日出勤も当たり前

仕方ない  
だろう…

あんた!  
今日は休日  
でしょ。

また会社  
行くの!?

いつに  
なったら  
休めるの!

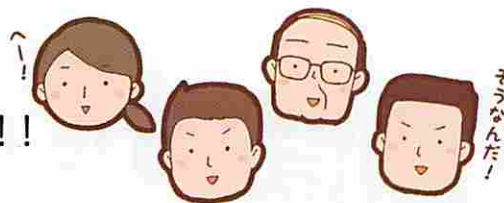




みんなが安心して働くために、

さまざまな **きまり** があります!!

(法律)



クラシノ  
ソコアゲ  
応援団!

RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。

## 労働時間の きまり

**原則** 労働基準法では  
「1日8時間1週40時間」と定められています。

ちなみに… 会社が労働者に残業させるためには、  
「時間外・休日労働協定(36協定)」が必要です。

### 休日の きまり

1週間に1日または4週間を通じて4日の  
休日が必要です!

休日に働いた場合は、休日**割増賃金**が支払  
われます。

## 36協定ってなに?

上記の時間を超えて勤務を命じる場合は、会社は、労働者の  
過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は、労働  
者の過半数を代表する者と書面による協定(時間外・休日労働  
協定)を結び、労働基準監督署に届け出る義務があります(労  
働基準法第36条)。これを通称「**36(さぶろく)協定**」といいます。

そして…残業をしたときは、**残業代** が支払われます!

### 有給休暇の きまり

採用から6ヶ月以上継続して働き、全労  
働日の8割以上出勤していれば、パート  
でもアルバイトでも有給休暇は付与され  
ます。また、有給休暇を取得する際、理  
由を会社に言う必要はありません。

## 残業代の きまり

割増賃金(残業代)の割増率は法律で決まっています。

- ①時間外労働(1日8時間または1週40時間を超える場合).....25%以上
- ②深夜労働(午後10時~翌日午前5時).....25%以上
- ③法定休日の労働.....35%以上
- ④深夜の時間外労働(1日8時間または1週40時間を超えた部分).....50%以上  
(①+②)
- ⑤法定休日の深夜労働.....60%以上  
(②+③)

**例** 時給1,000円で働いている人が  
→ 1日8時間を超えて働いたときの  
時給は

$$\text{時給 } 1,000\text{円} \times 1.25 = 1,250\text{円}$$

**ワーク・ライフ・バランスは大事だよ!**  
働き方に疑問を感じたら、ひとりで悩んだり、我慢しないで、

まずは **連合** に相談!

安心して働きたい! 連合に相談しよう!

職場で困ったことがあったら  
(連合労働相談)



いこうよ れんごう に  
**0120-154-052**

生活で困ったことがあったら  
(かながわ生活相談ネット)



なやむ ことなく  
**0120-786-579**



日本労働組合総連合会神奈川県連合会 (連合神奈川)  
<http://www.rengo.or.jp>

連合神奈川

検索